

令和 7 年度 恵那市商品券事業取扱加盟店要領

恵那市商品券事業実行委員会「以下（実行委員会）」と使用期間限定のプレミアム付商品券取扱加盟店「以下（加盟店）」は、実行委員会の発行するプレミアム付商品券（以下、紙の商品券を「紙商品券」、電子化された商品券を「電子商品券」といい、これら 2 種類の商品券を総称して「商品券」という。）の取扱を、この要領に基づき実施する。

1. 加盟店資格

加盟店資格は、以下の条件すべてを満たしている事業者とする。

- ① 恵那市内にて事業を営む事業者
- ② 公序良俗に反しないもの。

（＊申込内容によっては登録をお断りする場合があります。）

2. 加盟店登録方法

別紙加盟店登録申込書を記入の上、実行委員会に指定した期限までに申し込むものとする。

- ① 登録料は恵那商工会議所、恵那市恵南商工会会員は無料、非会員は 50,000 円とする（本事業を目的に新規加入する事業者は、事業終了後 3 ヶ年は会員を継続すること）。
- ② 登録料については、同一事業所で数店舗参加する場合は、1 店舗ごとに登録料を納入する。

3. 商品券の種類

1) 紙商品券

額面 500 円とし「中小商店等使用券および中小商店等・大型店共通使用券」の 2 種類を発行する。

2) 電子商品券

1 円単位まで支払い可能とし、中小商店等・大型店で使用できる QR コードを発行する。

3) 大型店とは、資本金 1 億円超または売場店舗面積 1,000 m²以上の店舗をいう。但し、恵那市に本社を置く場合を除く。

4. 商品券による商品販売等

加盟店は、有効な商品券を利用する意思のある者に対して正当な理由なくして受取を拒絶できない。紙商品券・電子商品券ともつり銭を出さないものとする。

5. 商品券の換金

1) 紙商品券

加盟店は、回収した紙商品券を実行委員会が指定した窓口にて、指定した換金伝票を記入して提出するものとする。

提出した紙商品券は、取扱加盟店登録申込書に記載された指定預金口座に以下のとおり支払うものとする。

月 2 回：①毎月 15 日までの分を当月末日、②月末日までの分を翌月 15 日（指定日が休日の場合は指定日前の最終営業日）

2) 電子商品券

使用した電子商品券は、取扱加盟店登録申込書に記載された指定預金口座に以下のとおり支払うものとする。

月 3 回：①毎月 10 日までの分を当月 20 日、② 20 日までの分を月末、③末日までの分を翌月 10 日（指定日が休日の場合は指定日前の最終営業日）

6. 換金手数料

- ① 回収した商品券の換金手数料は、無料とする。
- ② 紙商品券の換金は、指定預金口座を恵那市外の金融機関とする場合は、振込手数料を加盟店負担とする。
- ③ 電子商品券の換金は、振込手数料を実行委員会負担とする。

7. 商品券の使用期間

加盟店が紙商品券を受け取ることができる期間は、令和7年7月1日(火)から令和7年12月31日(水)までの6ヶ月間とする。電子商品券は、令和7年8月1日(金)から令和8年1月31日(土)までの6カ月間とする。

8. 商品券の換金の締切日

加盟店が紙商品券を換金できる期間は、令和7年7月15日(火)から令和8年1月15日(木)までとする。

9. その他

本要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。